平成２９年（フ）第２０９４号
大阪市住之江区北島３丁目16番14号
債務者　米澤　沙紀
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２２２号
大阪府高槻市出丸町３番１号
債務者　日野　愛里
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３号
岩手県宮古市赤前第８地割96番地４　アンジェリーク102号室
債務者　馬場　静穂
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月10日午後１時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第１２号
大分県速見郡日出町大字大神3535番地１、住民票上の住所大分県速見郡日出町大字大神3535番地３
債務者　谷口　希世
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２４４号
埼玉県深谷市大字武蔵野300番地
破産者　株式会社エスティ社
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２９９号
相模原市南区松が枝町23－３、商業登記簿上の住所東京都町田市高ケ坂1637番地
破産者　有限会社ツヅキ堂総合サービス社
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４５８号
相模原市南区南台５丁目10番10号
破産者　有限会社高橋輪業
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４７号
栃木県矢板市玉田404番地54　コリーナ矢板Ｇ－1563、開始決定時の住所栃木県那須郡那珂川町小川523番地10
破産者　北風　　修
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１３９１号
さいたま市北区日進町１丁目850番地７
破産者　吉田　希雄
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９３号
相模原市中央区田名4013番地６
破産者　株式会社ツタ
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２２９号
名古屋市東区泉１丁目20番２号
破産者　株式会社ワンハンドレッドワン
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９号
三重県伊賀市上神戸4507番地の285　フェロータウン　Ｄ－２
破産者　宮地　　剛
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１６号
三重県名張市新田1280番地18
破産者　惠良　雅彦
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４８３８号
大阪市淀川区西中島４丁目２番６号ＮＬＣ新大阪２号館６階、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区上本町５丁目２番11号新興産ビル９階５号室
破産者　株式会社ｆｌｏｕｌｉｎｅ
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４号
大阪府富田林市山手町３番９号
破産者　有限会社ａｖｖｅｎｉｒｅ
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
熊本県合志市御代志817番地６
破産者　株式会社いろは
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４６号
沖縄県豊見城市字高安252番地５
破産者　有限会社社会福祉施設設計研究所
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７０号
福島県二本松市向原256番７
破産者　有限会社アイアンドオプト
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
千葉県鴨川市坂東805番地25
破産者　滝原　秀和
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部